

## ジャックドまつり実行委員会設置要項

### (名称)

第1条 本会は、ジャックドまつり実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、ジャックドまつり開催要綱に基づき、まつりを円滑に開催し、南部町を広く内外に紹介宣伝するとともに新たな観光客を誘致し、さらなる町の産業振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ジャックドまつりの企画及び実施に関すること。
- (2) その他ジャックドまつりに関する事業。

### (組織)

第4条 委員会の委員は、第2条の目的を達成するために必要な団体、個人、事業所等の代表者（以下「委員」という。）をもって組織する。

### (役員)

第5条 委員会に役員として、会長1名、副会長2名、監事2名を置くものとする。

2 役員は、委員会において選任する。

### (役員の職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、または委員長が欠けたときは、委員長が定めた順位によりその職務を代理する。
- (3) 監事は、会計を監査する。

### (会長)

第7条 委員会に会長を置くこととし、会長は、南部町観光協会会長をもって宛てる。

### (任期)

第8条 委員及び役員の任期は、毎年、委員会の設立の日から決算事務終了の日までとする。

### (会議)

第9条 会議は必要に応じ会長が召集し、会長または会長が指名するものが議長を務める。

2 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 委員会の設置要項に関すること。
- (2) まつりの開催要項及び準備、開催、運営等の事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 役員選任の同意に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

3 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(事務局)

- 第10条 委員会の会務を処理するため、事務局を会長が定めるところに置く。
- 2 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。
  - 3 事務局長は、会長の命を受けて事務を総轄する。
  - 4 事務局員は、事務局長の命を受けて事務を処理する。
  - 5 その他必要事項は、会長が別に定めることができる。

(経費)

- 第11条 委員会の経費は、補助金、協賛金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第12条 委員会の収支予算は委員会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て委員会の承認を得なければならない。

(会計)

- 第13条 委員会の会計は、実行委員会の設立の日からはじまり、決算事務終了の日までとする。
- 2 委員会の会計に関し必要事項は、会長が別に定める。

(委任規定)

- 第14条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成20年5月12日から施行する。